

飯島賢二の

## やさしく解決！ 難問道場

第25回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

**Q** 飲食費等交際費5000円基準について教えてください。

A

平成18年度税制改正において、1人当たり5000円以下の飲食費については交際費から除外されることになりました。従来も「1人当たり概ね3000円」という目安がありましたが、これは明文化された規定ではなく、当局が慣例的に運用していたものです。これが、今回はじめて明文化（法令化）されました。具体的には、社外の者に振る舞った飲食費等について、その金額が5000円以下であれば接待交際費ではなく、その実態に合わせた費用（会議費、福利厚生費など）にできるということ。

交際費は、資本金1億円超の大企業では全額が損金不算入、中小企業でも損金に算入できる額が限定されています。基準が3000円から5000円に上がったことは喜ぶべきことなのかもしれません。しかし、事はそう簡単ではありません。従来の3000円基準は単なる解釈だったからこそ、そこにある程度の余裕が生まれていたのです。例えば3000円以上でも実態が会議費等である場合、また3000円を多少オーバー（3100円など）した場合などは、それを当局に主張することができました。ところが、5000円が法令化されると、その実態がどうであろうと5000円を超える飲食費

等は交際費とされることになりかねません。

“一人あたり”という基準もクセ者。これが厳密に運用されると、領収書等に人数や接待相手を書き込むというような対応が必要となります。この辺は今後の当局の運用を待つしかありませんが、いずれにしても飲食費等が発生した場合は、その実態を分かるようにしておくことが重要になりました。財務省令では、その内容を以下の通り規定しています。参考までに……。

1. 当該飲食等のあった年月日
2. 当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
3. 当該飲食等に参加した者の数
4. 当該費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由により当該名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由により当該所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
5. その他参考となるべき事項

**「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」**

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

**IKG 株式会社 飯島 綜研**

代表取締役社長 飯島 賢二  
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソンオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197  
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>